

◆ねらい・・・

本市では、市の資産活用による命名権（ネーミングライツ）の付与に加えて、民間企業からのユニークな発想やアイデアによる提案を幅広く募集することで、歳入確保、市民サービスの向上、施設の良い管理運営などに役立てていきます。

◆募集期間・・・随時

第1期	平成30年7月17日（火）～平成30年7月31日（火）
第2期	平成30年8月1日（水）～平成30年9月30日（日）
第3期	平成30年10月1日（月）～平成30年12月31日（月）
第4期	平成31年1月1日（火）～平成31年3月31日（日）

◆契約期間・・・原則3年以上 ※最終の契約期間は協議のうえ決定します。

◆年間提案額・・・事業者からの提案額とします。

◆ネーミングライツ・パートナーシップ提案制度フロー図

**募集**：市が所有する施設に対してネーミングライツ等の提案を募集する

・命名権＋役務の提供（例 地域貢献活動等、施設付近の清掃等）※命名権のみの提案も可

対象施設：市所有の公共施設全般

（1）公園、文化施設、スポーツ施設など主に市民が利用する公共施設

（2）次の施設は除く

庁舎、保育所、幼稚園、小学校、中学校、消防署、桑名市斎場、

既にネーミングライツを導入している施設（NTN総合運動公園、NTNシティホール、

柿安コミュニティパーク、ヤマモリ体育館）、その他

**事前協議・対話**：制度に関すること、客観的データの開示、事業実施の問題点等を情報共有し、ネーミングライツ導入のサポートをする

**提案書受付**：上記の過程を経たうえで、提案書を受付

提案内容について施設の所管課と協議し、条例・広告掲載要綱・広告掲載基準などに違反していないか、現実的な導入の可否も踏まえて検討

**一次審査**：内部審査委員会【非公開】

書類審査及び必要に応じて提案者によるプレゼンを実施し、合否を判定

※同一施設で複数提案があった場合は採点方式による審査を実施

※審査員：政策経営課長、人事課長、ブランド推進課長、財政課長、契約監理課長、担当所管課長

**市民への意見聴取**：市HPを通じて意見聴取を実施

**二次審査**：外部有識者からの意見聴取【非公開】

公平性、透明性及び客観性を担保するため、学識経験者等から意見聴取を実施

（※市民からの意見を参考資料として提出）

**最終決定**：上記の結果を踏まえて導入の可否を決定し、部長会へ報告後、最終結果を提案者へ通知

**契約**：命名権付与＋役務の提供の開始

否の場合  
提案却下